

令和7年度
第5回行政改革推進委員会議事録

日 時	令和7年12月11日（木） 13:30～14:20
場 所	南島原市役所 西有家庁舎3階 A会議室
出席者	隈部 太洋、松崎 博文、梶原 正興、西田 由里子、川本 恵美、高木 哲也、野中 孝徳、惠藤 久昭、本村 光恵
	五島総務部長、末永人事課長、隈部未来創生班長、荒木主査
欠席委員	林田 理恵
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 第5次行政改革大綱で取り組む事項に関する答申（案）について (2) パブリック・コメントについて 3 その他 4 閉会

発言者	発言内容
司 会	<開会>
司 会	本日は、林田委員から欠席の連絡があつてある。 ここからは「南島原市行政改革推進委員会条例」の第5条により、「会長が議長となる。」と定められているので、隈部会長に挨拶と、その後の議事の進行をお願いする。
議 長	それでは、議題の1「第5次行政改革大綱で取り組む事項に関する答申（案）について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
事 務 局	<議題（1）の説明> 【補足資料】 第5回行政改革推進委員会の会議ポイント ・【資料1】の説明に入る前に、本日の会議ポイントについて簡単に説明。 【資料1】 答申書（案）

発言者	発 言 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の資料1は、前回の委員会での意見を反映した箇所について説明。 ・行政改革大綱に反映すべき内容についてパブリック・コメント前の最後の議論となるので、答申書（案）の全体を通して、文言の追加や削除など議論をお願いする。 <p>説明は以上。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、意見等は無いか。
委 員	2ページ目の(3)自主財源の確保について、上から3行目に「公有財産のうち用途を廃止し不要となった土地、～」との表現があるが、この「用途を廃止し」という文言が行政の言葉で、日常では使用しない言葉と思う。また、「を」を入れることによって違和感があるので「用途廃止し」という表現にしたらどうか。
事 務 局	行政職員の中での「用途を廃止」するという言葉は、行政財産から普通財産に処分を行うことと思っている。詳しく申し上げると、財産には2種類あり、「行政財産」と「普通財産」に分かれる。庁舎や公民館など目的があって使用している建物などは「行政財産」に位置づけられる。この行政財産は、売却することができない。逆に、売却を行いたい場合は、「行政財産」の用途を廃止し「普通財産」にしなければならない。この流れを省略し、「用途を廃止し」と行政職員は使用しているので違和感がなかった。答申書は、委員会としての意見になるので表現について、「を」を除き「用途廃止し」に変更しても可能と思う。
議 長	本村委員の意見について、「用途を廃止し」の「を」を削除し、「用途廃止し」に修正してよろしいか。
委 員 全 員	異議なし。
委 員	先ほどと同じ中項目で、下から2行目に「(総務省が定めたルールに則り、)」と記載してあったが、削除したのはなぜか。
事 務 局	このカッコ書きの文言を記載していたのは、雲仙市のふるさと応援寄附で事務費取扱いのルール違反があったため、当初はあえて文言の表現を追加していたが、ルールに則り本事業を進めることは当然なことであるため、表現を追加する必要ないと事務局は判断したところである。委員の皆さんのお見を伺いたい。
委 員	「(総務省が定めたルールに則り、)」の表現を削除してしまうと、

発言者	発 言 内 容
	ルールに則らず事業を進めるような違和感を覚えるので記載したほうがよいと思う。
委 員	総務省が定めたルールがあるのであれば、答申書に記載するまでの必要はないと思う。
委 員	答申書は市長に対し答申するので、市長も当然このルールのことは承知されていると思うので、記載する必要はないと思う。
議 長	それでは、事務局が提案のとおり「総務省が定めたルールに則り、」の表現は削除とするがよろしいか。
委 員 全 員	異議なし。
議 長	議題の1については以上とする。
議 長	続いて、議題の2「パブリック・コメントについて」を議題とする。 事務局に説明を求める。
事 務 局	<p><議題（2）の説明></p> <p>【資料2】</p> <p>パブリック・コメント概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの制度、目的を説明。 ・第5次行政改革大綱素案についても、市民等の皆様の意見・提案を幅広くいただくため、市民意見募集を予定おり、以下予告内容を説明。 <ul style="list-style-type: none"> ①資料の閲覧場所 ②意見等を提出できる人 ③注意事項（説明省略） ④意見等の提出方法 ⑤意見に対する考え方の公表 <p>【資料3】</p> <p>第5次南島原市行政改革大綱（素案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1の答申書（案）をもとに第4回委員会資料で示した大綱をベースに加筆修正していることを説明。 ・今回新たに答申書案の修正があったので、大綱も同様の修正を行い、パブリック・コメント用の大綱素案として公表することを説明。 <p>説明は以上。</p>

発言者	発 言 内 容
議 長	ただいまの資料2、資料3の説明について、ご質問はないか。
委 員	パブリック・コメントの意見等を提出できる人の年齢制限はあるのか。
事 務 局	年齢制限は設けていない。
委 員	他の分野でのパブリック・コメントを拝見する時にも思うが、庁舎に行かない人やパソコン等が使えない人はこの意見募集から除外されると思うが、その点についてどう思われるか。
事 務 局	委員がおっしゃるとおり、庁舎に行かない人やパソコン等が使えない人は閲覧に制限がかかっているように思われるが、可能な限り幅広い意見募集を行うために、人事課や各支所での紙の大綱素案の閲覧、市ホームページへ大綱素案データを掲載することとしている。なお、各世帯に1部ずつ紙で配布することは予定していない。
委 員	回覧板の検討は行わないのか。
事 務 局	パブリック・コメントでは計画（素案）を閲覧する体裁をとっており、回覧板での自治会回覧では計画の配布と勘違いされる可能性があるため、計画（素案）に対し意見がある方は、ご足労かけるが庁舎に来庁していただき意見を提出していただくスタンスとしている。
事 務 局	補足として、パブリック・コメントの予告は、令和8年1月号の広報紙に掲載を予定しているので、パブリック・コメントの周知は十分できると思われる。
委 員	意見・提案について、個人情報の観点から匿名での提出等があると思われる所以、資料2の【注意事項】に記載されている「意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。」を広報紙等でも強調して記載した方がよいと思うが如何か。
事 務 局	【注意事項】については、広報紙や市ホームページにも掲載する準備をしている。
委 員	意見や提案で寄せられた個人情報の取り扱いについては、資料2の【意見に対する考え方の公表】の所で、公開しない旨を記載すればよいと思うが如何か。そうすれば、安心してパブリック・コメントに対する意見等も増えると思う。
事 務 局	資料2の予告には、個人情報の取り扱いに関する内容は記載していないが、市ホームページでは「個人情報に関する内容を除き公表」する旨の表現を準備している。広報紙にも紙面の余白と相談しながら

発言者	発 言 内 容
	ら追記したい。
委 員	パブリック・コメントの期間について年明け早々からとなつていいが、年初から意見等の提出は見込めるのか。
事 務 局	パブリック・コメント実施を広報紙1月号で周知を行うため、本計画に興味がある方は1月5日からご覧いただけると思う。また、期間を30日間とっているので対応は可能と思う。
委 員	パブリック・コメントの際、資料3の第5次行政改革大綱（素案）を公表されると思うが、8ページ目以降の「5 基本項目の方向性」は黒文字ばかりで見にくいで、例えば、【取組の概要】部分に色をつけるなど見やすく工夫するなどできないか。
事 務 局	【取組の概要】部分を枠囲みするなど、見せ方の工夫を行ってみる。
委 員	資料3の表記について2点ほど修正を提案する。 6ページ目の（2）人口減少社会への対応の下から3行目に「デジタル行政改革」とあるが、別の箇所では「デジタル行政改革」と表現されているので、文言を合わせた方がよいと思う。 9ページ目の（1）行政手続きの利用者目線による利便性向上の下から3行目に「このため、行政手続きのオンライン化や書かない窓口の推進をはじめ、～」とあるが、「書かない窓口」にカギカッコを表記するとわかりやすいと思う。
事 務 局	委員のご指摘は大綱素案に反映させていただく。また、資料1の答申書（案）とも連動しているため、あわせて修正させていただきたいがよろしいか。
委 員 全 員	(了承)
議 長	ほかに無ければ、議題の2についてはこれで終了する。 本日の議題については以上。進行を事務局にお返しする。
司 会	本日協議頂いた内容は、後日市のホームページに概要を掲載させていただく。 次回日程について、担当から説明する。
事 務 局	次回は、2月12日（木）の13時30分から開催予定。正式な案内は後日各委員へ送付する。
司 会	以上をもって、「令和7年度 第5回南島原市行政改革推進委員会」を終了する。